「県民の声を受けて」 5月1日公表分の概要

平成 25 年 5 月 9 日 戦 略 企 画 部

県民の声を受けて、5月1日付けで県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は38件ですが、このうち4件については複数の所属が対応しており(別表の整理番号欄の()内が重複番号)、県の対応件数は42件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを印した主な内容は3のとおりです。

1. 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。

(件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	2 5	8	5	3		1		4 2

2. 对応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。

(件)

	区分	既に実施		今年度内	次年度以	施策の参	反映は困	計
		している	を受けて	に反映し	降に反映	考とする	難である	ПΙ
部局等			実施した	たい	したい			
防災対策部						1		1
戦略企画部						1		1
総務部		3						3
健康福祉部		6				3	2	1 1
環境生活部		4				1		5
地域連携部		2				2	1	5
農林水産部		4						4
雇用経済部		3				1		4
県土整備部		3						3
出納局								_
企業庁								_
病院事業庁		1						1
議会事務局			1					1
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		2						2
労働委員会事務局								_
選挙管理委員会事務局	5	1						1
計		2 9	1	_	_	9	3	4 2

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3. 主な内容

- (1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを印したもの)
 - ① 勤務、応対等に関するもの
 - ・職員の服装、行動等に関する苦情: No. 21、No. 29、 No. 30(36)、No. 35
 - ・職員の電話応対に対するお礼: No. 31

② 人事、採用、給与等に関するもの

・医師の手当等に関する照会: No. 4

(2)「県民の声を受けて実施した」案件

県政への反映区分のうち、「県民の声を受けて実施した」が1件ありました。

県**民の声**を受けて (5月Web公**開**)

- ・平成25年5月掲載分:3月末に締め切り、県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
 ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
 ・整理番号欄に、Aを印したものは、今月の主な内容(7件)
 Aは職員に関するもの(7件)

整理 番号	受 付 年月日	受付 方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	· 【対応内容】	反映 区分
				救命胴衣の 着用につい て	先日、南太平洋の大地震発生に関連して、各地で行われた閉門作業をテレビで見ました。残念なことに救命胴衣を付けずに作業をしていました。私はかつて東日本大地震の際、津波被害による悲惨な現場を見ています。そこで提案ですが、沿岸部を重点に救命胴衣の配布、所持、着用避難を徹底していただきたいと思います。		近地域	方 このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。県では、市町が行う津波避難対策について、必要なる 援を行っているところです。津波による被害をなくすためには、まずは、津波から迅速かつ安全に逃げるため、 選難路の整備や避難訓練の実施などによる避難体制づくりが必要です。しかし、避難体制を整備しても、自力で は避難行動を取ることが困難な災害時要援護者の存在についても認識しているところです。ライフジャケットの 津波への有用性については、様々な意見があり、科学的に検証され結論が出ているわけではありませんが、少し でも救命率を向上させるとの視点からは効果があると考えられます。このため、平成25年度は、災害時要援護者 の避難対策を進めていくため、津波から逃げ遅れた際の最後の備えとして、ライフジャケットの整備について まま 援を行うこととしております。	の参考される
	2013/ 2/27	面談 来訪		県民の声の 公開につい て	県民の意見に対する回答が県のホームページに掲載されるまでに概ね2ヶ月程度かかっていますが、もっと早くしてください。また、県議会に対する意見の回答については、県議会のホームページでも分かるようにしてください。		広聴広報課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。県民の方からいただいたご意見等につきましては、担当所原からの回答後、月次更新で可能な限り県のホームページで公開しています。県のホームページで公開する前に低人情報等が含まれていないかを確認するための期間が必要ですのでご理解いただきますようお願いいたします。	固の参
3	2013/ 3/25	FAX		τ	新聞に「県職員を外郭団体に派遣しない」とありましたが、それよりも三重県を退職した職員を外郭団体に押し付けるのをやめてください。現在、ある公益法人にいる三重県を退職した職員の人数は年々増加しています。彼らは高い給料を得ているのに、新聞を2時間ぐらいかけて読み、ぶらぶらしたり、居眠りをしたりしています。本来出勤するべき日に出勤せず、「自宅で業務をしていたから出勤扱いにするように」と部下に命じ、不当に手当てを得ています。彼らも退職後数年間、年金受給までの間はどこかで働かなくてはならないのでしょうが、それならば真剣に働いて欲しいです。直接の上司に訴えても、何もしてくれません。これが公益法人の実態です。勤労意欲が下がります。至急何とかしてください。	務部	行財政改革推進課	外郭団体等への県職員の再就職は、県在職中の知識や経験を有する人材を必要とする団体からの要請によるものであり、これまで県として団体の人材確保に一定の支援を行う観点から、その要請を踏まえて適任者の情報を提供してきました。しかし、透明性や公平性等が課題となっていたことから、平成24年度に見直しを行い、「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」を試行実施しています。新たな制度においては、団体が再就職を希望する県退職予定職員の中から選考により再就職者を決定することとなったため、より団体の必要とする人材の確保が可能となるなどの改善が図られています。今後とも制度の適切な運用に努めるとともに、団体運営への支援として、必要に応じた助言等を行っていきたいと考えています。	を 施し が て る
	_0.0/	電 子メール			先日、医師当直「時間外労働」、奈良県の敗訴確定、最高裁が上告棄却という記事を見ました。医師の夜勤は、時間外労働で割増賃金ぐらいは支払われているのだろうと思っていたのですが、当直という名目で時間外労働と認めていない自治体がほとんどであることを知りました。三重県では医師の当直勤務であっても実労働をした場合は、時間外勤務手当は支払われているのでしょうか。また、時間外勤務手当の計算基礎には、医師の初任給調整手当等が入ると考えられますがどうでしょうか。	部	人事課	宿日直勤務は、正規の勤務時間以外の時間において、実態としてほとんど労働する必要がなく相当の睡眠設備が設置されていて睡眠時間が確保されているなど断続的に労働に従事する場合の勤務です。本県の県立病院においては、医師が入院患者の病状の急変等に対応するために行う当直勤務を宿日直勤務として、労働基準監督署の許可を受けて当該勤務に対して宿日直手当を支給していますが、宿日直勤務中に緊急の手術や外来救急患者への処置等、通常の業務を行った場合には、時間外勤務手当を支給し、実態に見合った取り扱いをしているところでまた、職員に対して支給される諸手当については、「職員の給与に関する条例」等でその種類、支給を受ける職員の範囲、計算方法、支給方法等が規定されています。時間外勤務手当の算定につきましては、今回の判定を受けて調査・検討を行っています。	に に 施 に た で る け
5	2013/ 3/5	面談 来訪	要望	県庁エレ ベーターに ついて	県庁内のエレベーターが全然来ません。1階でも、上の階でも、呼び出しボタンをおしてもなかなか来ませんでした。エレベーターが今どの階にいるかも分かりません。改善してください。	総務部	管財課	貴重なご意見ありがとうございます。県庁では、東日本大震災による電力需給の逼迫に対応するため、エアコンの設定温度19℃の徹底など省エネ・節電を行っています。本庁舎のエレベーターにつきましても、運転台数の削減(本庁舎5台中2台停止)を実施しているところです。これらの取組により来庁者の皆様には大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、県庁の省エネ・節電の取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	D に実 ib 施し
6	2013/ 3/11		意見	置について	買い物に行った際、一般駐車場は満車でしたが、 障がい者用の駐車場は空いていました。その旨を店に電話したところ「三重県との協定で障がい者用の駐車場を増やしました」とのことでした。障がい者用の駐車場の利用率が高いのであれば仕方がないと思うのですが、この措置はあまりに行き過ぎではないでしょうか。ある程度は障がい者への配慮が必要と思いますが、度を過ぎた配慮は恨みに変わってしまいます。一般駐車場が満車で、障がい者用の駐車場に空きがある場合には、障がい者用の駐車場を使用しようと思ったぐらいです。障がい者への配慮も必要ですが、過保護とも取られる施策は慎むべきではないでしょうか。	康福祉	健康福祉総務課	ご意見をいただきましてありがとうございます。県では、公共施設や商業施設などに「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、その利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成24年10月1日だら開始しました。当制度では、身体に障がいのある方のほかにも、知的、精神障がいのある方や、介護が必要な高齢者、難病患者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方を対象としており、これらの方々の外出を支援するとを目的としています。この制度が成り立つためには、皆さま一人ひとりの「おもいやり」「ゆずりあい」の心が必要です。歩行が困難な方が利用しやすい駐車場となるよう、何とぞご理解、ご協力をお願いいたします。	か の参
7	2013/ 2/19	電子ルメール	提案意見	予防接種について	ここ数年、風疹が大流行しています。そこでかかりつけの内科医に風疹の抗体検査をしてほしいと頼んだところ、前例がないためできないと言われました。また、風疹の予防接種も子どもにはしているが大人にはしていないとのことでした。 近くの内科医数軒に問い合わせても同じような結果でした。市のHPより、健康センターに問い合わせても「大きな病院に行ってください」と言われました。こんなに風疹が流行しているのにかかりつけ医で予防接種できないことをとても疑問に思います。妊婦が感染すると生まれる子どもに疾患が出ると警告するばかりでなく、大人に対しての予防接種が受けやすい環境にしていただきたいです。県内の個人病院にも大人の予防接種のガイドラインを作っていただきたいです。よろしくお願い致します。	康福祉部	薬務感染症対策課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。成人の風しん患者が昨年から全国的に流行しています。ごぞ知のように妊娠中の女性が感染すると胎児に障害が残るリスクがありますので、周りの人から感染しないよう厚生労働省が予防接種による感染予防を呼びかけています。しかしながら、成人が行う予防接種は任意の予防接種に位置づけられ自由診療になりますので、各市町においては、幼児を対象とする定期の予防接種のように医療機関を指定していないのが現状です。本県では、予防接種を行う医療機関としてワクチン別、市町別などの条件意度により、お住まいに近い医療機関を検索できるシステム「医療ネットみえ」を本県ホームページでご覧いたがけるようになっています。検索した医療機関には、成人の風しん予防接種が受けられるか事前にご確認のうえ、受診くださいますようお願いいたします。なお、市町や保健所の予防接種担当部署に対して、医療ネットみえる利用した検索方法等を周知しました。 ◆「医療ネットみえ」のURL http://www.qq.pref.mie.lg.jp/WP9954/RP995401BL.do	厚重 他 を を を を を を を を を を を を を

8	2013/ 3/13	電話		τ	は無料なのですが、一度窓口で立て替えて、2ヵ月後に振り込まれるというシステムです。他県では窓口で負担	福 祉	福 あります。この現物給付に関する減額措置については、国に対して廃止するよう要望しているところですが、実 考
9	2013/ 2/12			の建設につ	た。津に在住の障がい者の方々は利用が便利ですが、同じ県民でも伊勢より南部の人はなかなか利用できません。ガソリン代も高く利用が難しいのが現状です。せめて松阪以南に陶芸や革細工の作業療法施設の建設を検討している。 しんしょう しんしん しんしん		
10	2013/ 2/27		意見	県内全医療機関を 機関を 受験を 関係を の出の でいて	全受診科目が解らないので、電話帳の広告で見つけるしか手がありません。	健康福祉部	療 ことを目的として「医療ネットみえ」というホームページの中で、県内全ての医療機関の情報を掲載しておりま の 企 す。このホームページは、医療機関の名称、所在地、電話番号をはじめとして、診療科目や診療日、診療時間な 考
(38)		電 子メール			ということだそうです。三重県の医師はちゃんと賃金をもらえているのですか。それとも、当直という名目で、 固定給なのですか。どうなっているか知りたいです。労働基準法に沿って働けているのか心配です。		課域 なっており、三重県では実態を把握していません。 は 医 第
12				について	ネットで喫煙可の情報を載せています。これは法律違反ではないですか。法律を遵守している完全禁煙の店が不利になるという状況を是正すべきではないでしょうか。グルメ雑誌やインターネットの飲食店情報には喫煙不可か完全分煙の店のみを載せるのが良いと考えます。		づ ついては原則として全面禁煙であるべきと明言され、受動喫煙防止対策の徹底について関係方面への周知および 施 く 円滑な運用に配慮することが求められております。しかしながら、本通知には法的拘束力はなく、全面禁煙が極 て
13	2013/ 2/20	電子ル	提案		迷子犬が期日までに飼い主が現れないと殺処分になるとのことです。何人か引き取りに行きましたが、三重県の規則で飼い主でないと渡せないので殺処分になると言われているそうです。引き取るという人がいるのにおかしいです。どのような規則なのですか。そのようなおかしい規則は改定して命のことを考えられるようにしてください。飼い主に渡せないのなら殺すなんてひどすきると思います。犬が殺される前に新しい飼い主を募ってください。くれぐれも心無い対応はしないでください。助かるはずの命です。殺さないようにしてください。	康 福	健保 た場合は、事前に申し込みをいただいている譲渡希望者への譲渡も行っています。今後も適正管理・終生飼養の 施
14	2013/ 2/19	電 子メール	提案意見	犬の保護について	に 保護された犬を殺すなんて、本当ですか。私は県外に在住していますが、この犬をこちらに送っていただくという対応は可能でしょうか。殺すなんて酷いと思います。命は平等のはずです。あなたたちは自分の家族を殺せるのですか。残酷過ぎます。お願いします。殺すのは待ってください。	康 福	所伊 お問い合わせのあった犬については、幸いにも飼い主が見つかり、無事に返還することができました。保健所 す 保勢 に収容された飼い主不明の犬猫については、当該犬を含め飼い主への返還に取り組み、飼い主が見つからなかっ に 健保 た場合は、事前に申し込みをいただいている譲渡希望者への譲渡も行っています。今後も適正管理・終生飼養の 権 健 啓発活動や譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。
15	2013/ 2/19	電 子メール	提案意見	犬への対応 について	インターネットで見たのですが、保護された子犬を引き取ろうと保護団体が保健所に電話をしたら、事情があるの一点張りで引き取らせてもらえず、調べてみたら保護される時に警察官に噛み付いたらしくそれで意地になって飼い主を探してるらしいとのことです。公務中に小型犬に噛まれたからと言ってこのような対応をするのが三重県のやり方ですか。保護の仕方が下手だったとしか思えません。三重県は迷子の子犬を殺すのが当たり前の県なのですか。美し国とはうたい文句だけなのですか。殺処分の期限が迫っています。対処をお願いいたします。	康 福 祉	生健 啓発活動や譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。

16	2012/ 12/3	封書 葉書		τ	十余年前から子どもがひきこもり状態になり苦慮してきました。同様に悩む親たちも高齢化し、将来への不安を抱えています。今年度「ひきこもり・思春期問題家族教室」に参加して担当の方々の見識と配慮ある運営に救われた思いです。専門家による講演、他県の親たちの活動報告、親同士の交流によって、希望を捨てずにがんばれる勇気や知識・精神的ゆとりを得ることができました。この教室をもっと広め、各地域でも開催する正規の職員を増員するなどが必要だとも痛感しました。来年度、当教室をはじめ、ひきこもり支援の予算が削減されるとも聞き、驚きにたえません。文科省も「不登校はだれにでもおこりうる」との認識を示しています。不登校やひきこもりは、国・県をあげて支援していくべき問題ではないでしょうか。予算が削減されることになれば私たち家族のよりどころがなくなってしまいます。予算削減ではなく、さらに増額して支援内容をもっと豊かにしていただきますよう強く要望いたします。	国 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	このたびはひきこもり支援について貴重なご意見をいただきありがとうございます。また、こころの健康セン ターで開催しております「ひきこもり・思春期問題家族教室」にご参加いただき、ありがとうございました。県 に実 では、来年度も引き続きひきこもり支援の取組に努めて参りますので、ご理解いただきますよう今後ともよろし だい る はままままます。
17 (41)			意見	年の利用状 況及び中高 生の喫煙に	に	竞 打	文 生涯学習センターでは、現在、午前・午後各1回程度の警備員による巡回と、職員による随時の巡回を実施し でおり、電源の無断使用が確認された場合には使用中止を求めております。今後も、無断使用が確認された場合には には使用中止を求めてまいります。 理
18		電 子メール		県有施設の 運営実態に ついて	に れています。関係者への聞き取り調査をお願いします。	竟	文 ご指摘のあった県有施設については定期的に運営状況の報告等をいただいているところであり、お申し出の は
19	2013/ 3/11	電話			R┃これ程神経質になっているのに四日市市が載っていないのはおかしいです。きちんとした行政を行ってくれない┃均		大 このたびは、三重県のホームページをご覧いただきありがとうございました。四日市市内のPM2.5の測定については、平成25年3月現在、北消防署と納屋の2ヶ所で測定を行っており、それらを合わせると県内19ヶ所の速報値をホームページに掲載しています。ご覧いただいたホームページ「三重県の大気の状況」では、PM2.5以外の大気汚染物質の状況も表示しており、測定局数や測定項目数が多く、PM2.5の情報が一画面に表示されず深しにくかったものと思われますが、表示された部分を下に移動していただくと、再度四日市市の測定局が表示されますのでご覧ください。なお、別途、測定地点ごとにPM2.5濃度の昨日までの一時間値をまとめPDF形式で提供するページを作成していますのでご参考にしていただけると幸いです。三重県ホームページのトップページ「注目情報」の「微小粒子状物質(PM2.5)濃度の1日平均値(速報値)」をクリックするとご覧いただけます。
20			意見	張時の決済 について	三重県所轄のNPO法人にて、出張時に個人のクレジットカードにて決済を行い後日、現金でという行為が団 現 体責任者により日常的に行われているようです。NPO法人は法人格を所有していますから、クレジットカード 切 のポイントやマイレージに関しても特定非営利活動団体として法人専用のカードを用意し、それらのポイントや マイレージについても透明性を確保するべきではないでしょうか。ポイントやマイレージに関する運用や監査を 県で統一を図っていただければと思います。	竞生	N 男 ご意見ありがとうございます。市民活動団体等の任意団体は、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得
21 (A)	2013/ 2/13	封書 葉書		について	先月、県の施設に用事があり、事務室の外で待っていると、外にまで聞こえるくらいの大きな怒鳴り声が聞こまえてきました。しばらくすると、ある職員が出てきて何やらぶつぶつ文句をいっているようでした。その興奮状態からすると、間違いなく先ほどの声の主だと思われます。年の頃合いは50代半ばくらいで、恐らくそれなりの役職なのでしょう。部下を叱責していたのかどうかはわかりませんが、あまりにも非常識な態度です。こちらが怖くなってしまいました。県の職員にはあのような人が多いのでしょうか。	竟 主 舌 舌 十 十	京 ご意見どうもありがとうございます。職員の言動で不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。三重 すで 県では、県民の皆様へより良いサービスを提供できるように、働きやすい職場づくりにつとめているところで は す。今回のご意見を参考に、今後とも、該当職員のみならず、全職員で、職員間の指導の在り方、職務態度に十 だし
22	2013/ 3/20	電子メール	提案意見		が、将来的に複線化できれば改善できるはずです。元々、阿漕駅〜高茶屋駅、松阪駅〜徳和駅、宮川駅〜山田上 口駅間は複線でしたが、戦争のために軍事輸送用として別の線路に使うために撤去されたので、複線にできる鉄 道用地がそのまま残っています。私達が利用率を上げることで鉄道事業者も消極的な設備投資の姿勢を改めると 	連 道	で このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。三重県では、県内市町と連携して、「三重県鉄 首網整備促進期成同盟会」を組織し、県内旧国鉄線の整備促進を図り、地域住民の利便性向上に寄与することを 旧実 自的に、事業者や国等に要望活動などを行っています。複線化等について、事業者は慎重な姿勢を崩していませ んが、こうした活動の結果、昨年3月のダイヤ改正で亀山駅での乗継の改善、さらに今年3月のダイヤ改正で 「快速みえ」の名古屋発車時刻が見直され、東京発の「のぞみ」からの乗り換えがスムーズになるなど、利便性 の向上が図られています。ご提案いただいた事項については、今後の参考にさせていただき、さらなる利便性向上を目指して、県内市町等と連携し活動していきたいと考えています。

23	2013/ 3/10	電 子メール	提案 意見	市民会館の利用について	市内の会館で体験型の行事が実施されていて、参加者が体験料を支払うことになっているようです。これは行 の以財産である市民会館の目的外使用として、地方自治法上禁止されているものではないかと思われます。適法性にいいて調べていただき、万が一法律に違反してる場合は、是正の指導をお願いします。	地域連携部	市 ご意見をいただきありがとうございます。いわゆる市民会館と申しますのは、地方自治法上は公の施設(法2 反映 4 4 条)ということになると思われます。この公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって設置されるもので は困 あり、正当な理由がない限り住民の利用を拒んではならないと規定されています。また、不当な差別的取扱の禁 単・規定はありますが、営利目的の利用を排除するといった規定はありません。実際の管理運営は、こうした法律 の規定、並びに条例で定められているところに従って行われています。ご指摘いただいた件については、市において条例等に照らして使用を認めているものと思われますが、条例の内容や使用を認めた経緯等については、市にお問い合わせいただくことが適当かと思います。ご理解の程、よろしくお願いいたします。
24	2013/ 2/26	電メール	意見	重」の事業 について		域 連	ロ 「 入賞と表彰式のご案内にあたり、ご案内の文面で不愉快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。今
25	2013/ 2/25				 先日の新聞報道で「三重県はプロ野球を招致できるような球場、Jリーグが開催できるような球技場等の新設で断念した」とありました。残念至極です。東海四県(愛知、岐阜、三重、静岡)でプロ野球、Jリーグが開催されないのは三重だけです。特に野球場の設備は劣悪きわまりなく、47都道府県の中で、多分最低の部類に入ると思います。その中部台球場を「現状維持」でいくとういうセンスは信じられません。一度近県の野球場を一目みてきてください。どこも素晴らしい球場です。三重県はこの点では「天文学的」差がついています。多くの高校野球ファン、県民が「なんとかしてほしい」と思っています。インターハイや国体が近年開催されるというのに、全く「危機感」がないのは不思議です。先日、決定した「新設等は断念」を断念していただきたく思います。 	域 連 携	スポープ は
26	2013/ 2/25		意見	紙撤回について	日の基準が厳しくなり財政的に困難とのことですが、計画を発表する以前にJリーグとの情報交換はなかったので	連 携	スポーツ(プロ野球、サッカー」リーグ)公式戦が開催できる施設に 施策ついては、県民に夢や希望、感動を与える場であるとともに、競技力向上の拠点施設、生涯スポーツの発表の場 など本県に必要な施設として、「三重県スポーツ施設整備方針」に位置づけ、三重県スポーツ施設整備計画(仮称)でも、両施設の整備について検討を重ねてきました。Jリーグ公式戦開催可能な施設については、Jリーグ や他県の整備予定施設などの情報収集を行いながら、三重県スポーツ施設整備計画(仮称)(中間案)に位置づけ、整備に向けて検討を進めて来たところです。しかしながら、公益社団法人日本プロサッカーリーグから公表され た「2020スタジアム検査要項(案)」については、本計画の中間案で想定していた以上に多大な財政負担を伴うこと、さらには、Jリーグの検査要項が検討中であることから、今後のJリーグの動向や県内クラブチームの 状況などを注視することとしました。このことから、県営鈴鹿スポーツガーデンサッカー・ラグビー場について は、引き続き、県の拠点施設として、現在の仕様で維持管理していくこととします。
27	2013/ 2/27		意見	法について	任 保安林指定施業要件変更事務嘱託員の雇用期間につきましては、平成25年3月31日までということでハ ローワークを通じて募集されたことと承知しております。また、その際には、契約更新の可能性の有無について、「なし」と明示されての採用かと存じます。平成25年度の採用につきましては、現在任用の方を優先的に採用するのではなく公平性の観点から改めてハローワークを通じて求人し、その中から優秀な方を採用すべきだと思います。	水	所四 ご意見いただきありがとうございます。保安林指定施業要件変更事務事業については、国の事業を利用し行っ は
28	2013/ 2/25	電話	苦情	耕地整理について	居住市内で耕地整理を行っていますが、ダンプが土・日も通るので、大変迷惑です。何とかしてください。	農林水産部	所四

29 (A)	2013/ 2/27	電子メール	苦情	職員の勤務 態度につい て	格 松阪庁舎の農林商工環境事務所に呼ばれたので8時30分に向かいましたが、8時30分を過ぎても平気で遅れてくる工事関係の職員と思いますが、年配の職員が数名いました。急ぐ様子もなく、平然とやってきます。フレックスタイムなのですか。あと、茶色の髪の職員も多くおり、不愉快な気分になりました。	水 産	総松 職員は、始業時間である8時30分までに業務開始の準備を行い、8時30分から業務が開始できるよう、余 務阪 裕を持った登庁を心がけることが大切です。 勤務時間の厳守につきましては、会議等機会あるごとに職員に対 企農 して指導・徹底を図り、服務規律の確保に努めているところです。しかし、今回いただきましたご指摘を踏ま 画林 え、改めて職員に指導・徹底を行い、県民の皆さんからの信頼を損なうことのないよう服務規律の確保に努めて 室商 まいります。また、身だしなみにつきましては、職務を行うにふさわしく、かつ、来庁者に不快感、違和感を与 エ えない身だしなみを心がけるべきであり、このことはこれまでも職員に周知しているところです。今回ご指摘い 環 ただきましたことを受け、会議等の場でさらに指導し、県民の皆様に気持ち良く来庁していただけるよう努めて 境 まいります。
30 (36) (A)		電子 メール		職員の服装について	を 伊勢庁舎の駐車場で待っていたら、土木パトロールの方や農林事務所の職員が作業服で出勤していました。作業服は現場作業をする時に着るものではないのでしょうか。出勤服にしていていいのでしょうか。	林水産	事伊 ご指摘頂きました件につきましては、当該職員に確認しましたが、そのような事実は確認できませんでした。
31 (A)				電話応対について	E 最近電話をした際の雇用経済部の職員の対応がとても良かったです。電話応対は顔が見えない分、特に大切です。数年前に比べ県民目線の応対が実践できてきており、気持ちが良いです。	用	雇 この度は、職員の電話対応について、お褒めの言葉をいただきありがとうございました。これからの業務向上 すで にあたっての更なる励みとさせていただきたいと思います。今後とも、県民の皆様への接遇向上に努めてまいり に実
32				ついて	I 病を経て少しずつ働きたいという意欲が出てきました。しかし、年2回の障がい者就労者説明会には100名以	用 経 済	展内の障がい者の雇用については、厳しい状況であり、特に精神障がい者については、毎年、新規就職申込件 数が増加し、非常に厳しい状況にあると認識しています。このような状況の中、県では三重労働局、ハローワー クと連携し就職面接会の開催などに取り組むとともに、障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業訪問を通じ て、障がい者雇用への理解促進、求人開拓に取り組んできました。これらの取組や社会の意識の変化もあり、こ こ数年は、徐々にではありますが、ハローワークを通した障がい者の就職件数、特に精神障がい者の就職件数は 増加傾向にあります。県では、企業に対して、今後も障がい者雇用の重要性等を説明し、理解の促進と求人の開拓を進め、より一層の障がい者の雇用の促進に努めてまいります。
33				いて	わらないのが現実です。そこで、企業に対し雇用に係る法令等を厳格に遵守させることを提案します。サービス		雇 三重県の雇用対策に関してご提案いただきありがとうございました。現在、三重県は労働基準行政等を所管している三重労働局等と連携しながら、企業における長時間労働やパワーハラスメント等の労働問題への対応として、企業等への啓発活動を行っているところです。また、県は三重県労働相談室を開設し、労働者からの様々な相談に対応する中で、必要に応じて労働基準法に基づく監督権限を持つ労働基準監督署に相談を勧めるなどのアドバイスを行うことで、労働に関する課題の改善に努めています。長時間労働をはじめとする労働問題について、引き続き三重労働局等と連携し、改善に向けて取組を行っていきます
	3/13	メール	意見	ドレートガスについて	三重県と愛知県沖でメタンハイドレートガス採掘実験が成功したとの報道があり、国民としても地元民として も期待が高まります。ニュース報道では、三重県知事と愛知県知事のお二人のコメントが報じられていました。 私自身、自治体としてのメリットについて現時点で詳しい知識はありませんが、短い映像からだけでも県同士の 誘致合戦的な雰囲気を強く感じましたので、県単位の戦いではなく、もっと大きな視野で、同じ東海地方の2県 として協力し合って進めていくことが大切ではないかと思います。ぜひとも連携体制を築いて頑張っていただき たいものです。	用経済部	字回のガス生産実験において、メタンハイドレートの海洋産出が世界で初めて採取に成功したことは、商業化 の実現に一歩近づいたと、大変喜ばしく、今後の地域活性化や新たなエネルギーの創出に期待を寄せています。 ル 米国でも、困難であったシェールガスの産出を行い、今やシェールガス革命と言われるほど経済や地域の活性化 ギ に非常に良い影響を与えています。今回の産出実験場所は、志摩半島から54km、渥美半島から74kmと、 三重県が最も近いことから、地域活性化への期待感とスピード感を持って、今月(3月)中にも研究会を立ち上 げていきたいと考えています。他県との連携等については、今後、地域の産業振興や経済の活性化に結びつけら れるような具体策を検討する中で、模索していきたいと考えています。
35 (A)	2013/ 2/27	電子ル	苦情		そのまま仕事であればわかりますが、作業服での出勤は認められているのですか。後ろからついて行くと、職員 駐車場の車から降りてきた方は建設事務所の職員とわかりました。翌日も出向くと作業ズボンで出勤している 方々がおりました。後ろからついて行くと1人は建設事務所の職員とわかりました。既に作業ズボンに着替えて	土整備	務松 県では、作業服や防寒服など職務遂行上必要な被服を職員に貸与していますが、通勤等に着用する場合は、あ すで らかじめ所属長の承認を受ける必要があります。ご指摘いただきました職員につきましては、出勤直後に緊急出 に実 動等の可能性があることから、所属長からあらかじめ着用の承認を得ていたものです。今後とも、作業服を着用

36 (30) (A)	2013/ 2/27	電子メール			業服は現場作業をする時に着るものではないのでしょうか。出勤服にしていていいのでしょうか。	県土整備部	全伊 今回いただきましたご意見について、職員に確認いたしましたが、作業服で出勤しているような事実室勢 きませんでした。作業服の適正な使用については、平素より周知・徹底を図っており、今後も、県民の 建 ら誤解を招くことの無いよう、改めて作業服の適正な使用について、所内会議を通じて、所内の全職員 図りました。なお、出勤直後に現場へ出向く必要がある時や、災害時など緊急時に即現場対応すべき必事 時は、所属長の承認を受け、通勤時に作業服を着用する場合もあります。 務 所 保	皆さんか に実 に徹底を 施し
37		電子ル		伊勢道路に ついて	日 伊勢道路(伊勢市宇治館町から志摩市磯部町川辺までの15.2km) は大変危険な道路です。制限時速40キロの追い越し禁止の道路ですが、事故が多くていつも大渋滞になります。理由1.道幅が片道1車線しかありません。あまりにゆっくりのため、眠たくなって事故しそうになります。理由2.休憩できるところが全くありません。理由3.見通しが悪い道なのによく強引な追い抜きなどがあります。この道路の幅を一日でも早く広げて、途中に信号をつけた道の駅とか、休憩所を作ってください。この道が良くなれば、三重県は本当に良くなります。この道は、志摩大王崎への観光の道でもありますし、経済・生活の大動脈です。この道が広がり、休憩所が出来たら多くの人が喜びます。必ず1日でも早く成し遂げてください。よろしくお願いいたします。	土整備部	推伊 伊勢道路は、伊勢志摩国立公園内や伊勢神宮宮域(ぐういき)林(りん)内を通ることから、道路拡幅等進勢 休憩所等のスペースを確保することが難しい状況のため、これまでに防護柵の設置やすべり止め舗装な室建全上の対策を行ってきました。現在、伊勢地域と志摩地域を結ぶ新たな道路として、平成25年の神宮設にあわせた供用を目指し、第二伊勢道路等の整備を進めているところです。 事務所	ど交通安 に実
38 (11)	2013/ 2/25	電 子メール		医師の当直 について	医師の当直を労働として認めるという判決が出たとききました。医師が病院に泊まっている時間は全部労働だということだそうです。三重県の医師はちゃんと賃金をもらえているのですか。それとも、当直という名目で、固定給なのですか。どうなっているか知りたいです。労働基準法に沿って働けているのか心配です。	病院事業庁	県	院患者の に実けるとと 施し
(2)	2013/ 2/27	面談 来訪	意見	τ	へくしてください。また、県議会に対する意見の回答については、県議会のホームページでも分かるようにしてください。	会事務局	議 県議会のホームページに、県ホームページの該当ページへのリンクを掲載します。なお、いただきま会 見は、全議員に周知いたします。 事務 局	の を け 実 し
40	2013/ 2/17	電 子ル	意見	体罰に関す るアンケー トについて	現在、体罰に関係するアンケートが実施されていますが、記名式という点について、アンケートが原因で自分- の子どもが体罰の対象になったらと思うと何も書けなくなってしまいます。次回があるのであれば、見直していただきたいです。	教育委員会	教 ご意見ありがとうございます。今回の調査は、体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るために実 ので、児童生徒への調査については、体罰を受けた児童生徒が特定されないよう、また提出しやすいよ 教育委員会及び各学校で工夫するよう要請しています。具体的には、児童生徒に配付した翌日以降に回 う、調査用紙を二つ折りにして提出する、調査用紙は担任以外の先生に提出しても構わない、児童生徒 用紙を受け取った教員はそのまま管理職に提出する等です。体罰の報告があった場合には、報告があっ び児童生徒から内容の聴き取りをさせていただく必要があることから、調査用紙に名前を記入して提出 だくこととしています。差し障りがある場合には、名前の記入がなくても構いませんが、事実確認に時ることがあります。また、学校でのアンケートで答えにくい場合には、体罰に関する電話相談窓口(050032、平日の9時~17時、月、水、金は21時まで)をご利用ください。	う各市町 に実 収を調査 でい た教員及 していた 間がかか
(17)	1 '		意見	年の利用状 況及び中高 生の喫煙に	県有施設において、中学生と思われる女子数名の会話の中で「2階でタバコを吸ってきた」という声が聞こえたできました。以前にも中学生と思われる男子の会話で「タバコを吸って来た」という声が聞こえたことがあります。また、何度か中高生が無断で談話コーナーのコンセントを利用してるのを見たことがあります。青少年の育成という観点から、県有施設でこのようなことが発生するのは大変問題だと思います。また、飲食店の喫煙席に高校生が入っていることがあります。受動喫煙という点で、これも問題だと思いますが、学校や保護者、教育関係者は把握しているのでしょうか。適切な対応をお願いします。	育委員	生 ご意見をいただき、ありがとうございました。未成年者の喫煙は「未成年者喫煙防止法」によって禁徒 おり、心身が発達上にある児童生徒にとって深刻な健康影響を及ぼすことが分かっています。このため	、県教育 に実 喫煙行為 施し 護者の協 てい
42	2013/ 3/18	電 子メール	意見		性同一性障害の人は選挙票(入場票)に性別欄があるのが苦痛と思う人が多いと思います。他県は性別を表記せずに欄外にわからないようにして数字で表している所があります。三重県ではこのような対策は行わないのですか。	務局選挙員会事	は 局挙 の確認等の迅速化、投票所の場所及び投票時間の周知等に効果があると考えられることから、市町選挙 管 会がそれぞれ独自の様式により発行しているものです。県内におきましても、性別欄を表記していない 理 発行している市町選挙管理委員会もございます。今回いただきましたご意見につきましては、各市町と をさせていただくことといたします。	管理委員 に実 入場券を 施し